



産業観光課からのお知らせ

東秩父村地域応援商品券（第5弾）を配布します！

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する家計および事業者の事業継続を下支えすることを目的として、東秩父村地域応援商品券（第5弾）を発行しました。

対象者 令和5年7月1日時点で東秩父村に住民票を有している方
支給額 1人あたり1万円分の商品券（500円券×20枚綴り）
使用期間 8月1日（火）～11月30日（木）



※使用可能店舗は、商品券発送時に同封されている「取扱加盟店一覧表」をご確認ください。
※前回配布した使用期間が令和4年12月1日～令和5年2月28日までの商品券（1,000円×10枚綴り）はご使用いただけません。

配布方法 世帯主あてに簡易書留にて発送
※8月1日（火）～11月30日（木）までに出生者がいる場合、産業観光課までお申し出いただければ、別途配布いたします。
ただし、令和5年7月1日時点で本村の住民基本台帳に登録がある世帯の出生者が対象です。
※すでに発送済みです。まだお手元に届いていない方は、産業観光課までご連絡をお願いいたします。



問合せ 産業観光課 商工観光担当 ☎82-1223

【事業者向け】東秩父村エネルギー価格等高騰対策緊急給付金

原油価格の高騰等により、事業経営に影響を受けている村内の中小企業・個人事業主の方を対象に支援給付金を交付します。

対象者 次のいずれにも該当する事業者とします。
① 令和5年7月1日時点で、村内に主たる事業所を有し、事業を実施していること。
② 前年期の総売上額が200万円を超える事業者であること。
③ 申請後1年以上継続して事業をおこなうこと。
④ 村税等の滞納がないこと。
⑤ 東秩父村暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団員でないことまたは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
⑥ 申請書類記載事項および証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
※詳しくは、東秩父村ホームページをご覧ください。

交付額 一律3万円（1事業者1回限り）

申請期間 8月1日（火）～10月31日（火）まで

申請方法 ① 申請に必要な書類の入手方法
東秩父村ホームページからダウンロードまたは東秩父村産業観光課窓口で受け取り可能です。
② 申請書類の提出方法
東秩父村産業観光課窓口へ提出してください。
郵送での提出も可能です。（10月31日消印有効）

問合せ 産業観光課 商工観光担当 ☎82-1223